

現行の節	現行（令和7年6月）	改訂（令和8年5月）
表紙	<p data-bbox="676 695 1368 835">協働防護計画作成ガイドライン (Ver. 1.0)</p> <p data-bbox="759 1325 1255 1465">令和7年6月 国土交通省 港湾局</p>	<p data-bbox="1798 695 2490 835">協働防護計画作成ガイドライン (Ver. 1.1)</p> <p data-bbox="1881 1325 2377 1465">令和8年5月 国土交通省 港湾局</p>

協働防護計画作成ガイドライン 新旧対照表

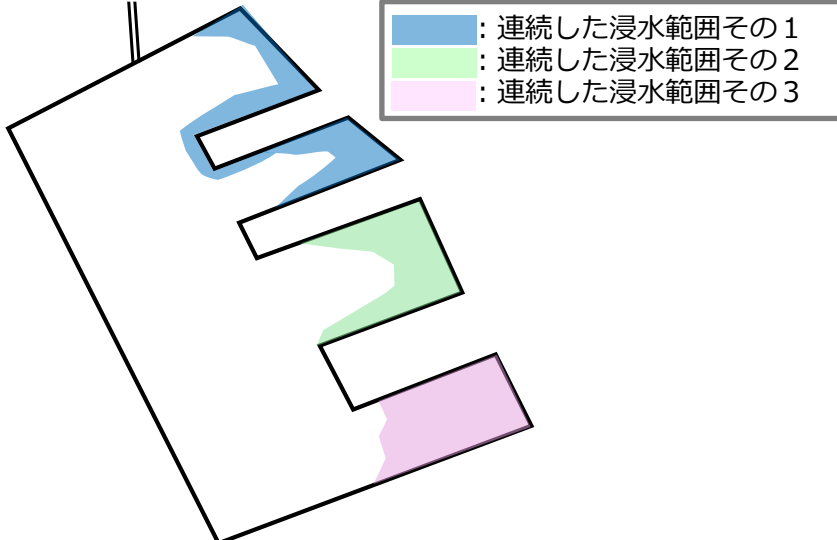
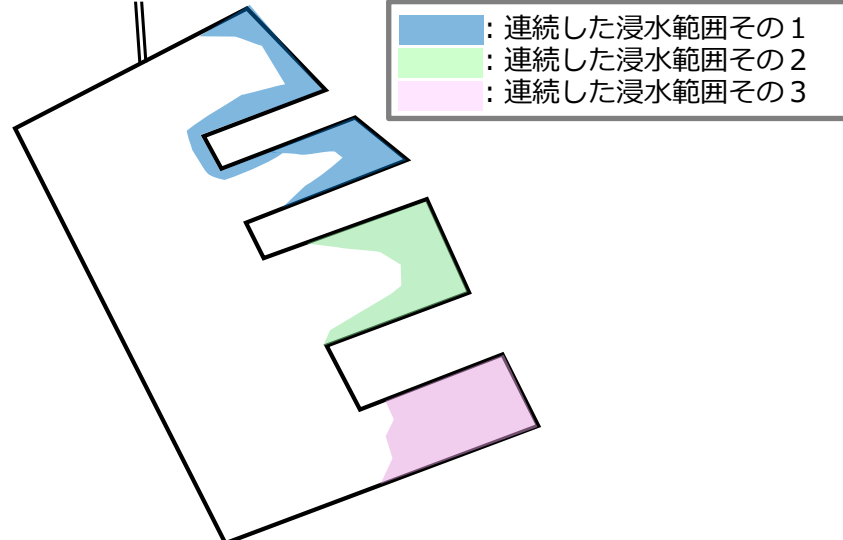
現行の節	現行（令和7年6月）	改訂（令和8年5月）
はじめに	<p>はじめに</p> <p>我が国の港湾は、貿易量の99.6%を扱う重要な社会インフラであり、その背後地となる港湾所在市町村は、約6,000万人の人口と150兆円の製造品出荷額等を擁し、いずれも全国の約半数を占めるなど、我が国の国民生活、経済活動にとって極めて重要な地域である。港湾においては海岸保全施設より海側のいわゆる堤外地に物流機能が集中するとともに、それと関連が深い様々な企業が立地している。</p> <p>しかしながら、港湾は、水際線に存在する特性上、海面水位上昇や台風の強度の増大など、今後見込まれる気候変動の影響が不可避となる地域である。</p> <p>（略）</p> <p>一方、公共・民間の多様な主体が集積する港湾においては、例えば一部の主体が所有する護岸の嵩上げ等が不十分である場合、浸水被害が港湾広域に及ぶため、物流機能や産業機能に支障が生じる恐れがある。気候変動への適応を図るためには、関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハード・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」の考え方に基づく総合的な防災・減災対策を進めることが重要である。</p> <p>今般、国土交通省港湾局では、「協働防護計画作成ガイドライン検討委員会」（委員長：磯部雅彦 高知工科大学・東京大学 名誉教授、以下「委員会」という。）を設置し、令和6年12月から3回にわたる委員会において検討を実施し、「協働防護計画作成ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）をとりまとめた。</p> <p>本ガイドラインの活用により、港湾管理者、関係地方公共団体、港湾立地企業等の様々な関係者が協働して、長期的な視点をもって、気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標やそれらを実現するために講じる事業等を取りまとめた「協働防護計画」の作成・実施を通じ、気候変動に適応した港湾機能の充実や地域関係者の安全性の確保を図り、港湾が引き続き地域経済の発展、産業・観光振興にも寄与する重要な社会経済インフラとしての役割を担うことが期待される。</p> <p>なお、気候変動による将来の平均海面水位上昇や潮位偏差・波高の増大に関する予測結果に</p>	<p>はじめに</p> <p>我が国の港湾は、貿易量の99.6%を扱う重要な社会インフラであり、その背後地となる港湾所在市町村は、約6,000万人の人口と150兆円の製造品出荷額等を擁し、いずれも全国の約半数を占めるなど、我が国の国民生活、経済活動にとって極めて重要な地域である。港湾においては海岸保全施設より海側のいわゆる堤外地に物流機能が集中するとともに、それと関連が深い様々な企業が立地している。</p> <p>しかしながら、港湾は、水際線に存在する特性上、構造的に高潮・高波・津波の影響を受けやすい地域であり、海面水位上昇や台風の強度の増大など、今後見込まれる気候変動の影響が不可避となる地域である。</p> <p>（略）。</p> <p>一方、公共・民間の多様な主体が集積する港湾においては、例えば一部の主体が所有する護岸の嵩上げ等が不十分である場合、浸水被害が港湾広域に及ぶため、物流機能や産業機能に支障が生じるおそれがある。気候変動への適応を図るためには、関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハード・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」の考え方に基づく総合的な防災・減災対策を進めることが重要である。また、港湾の臨海部における防護レベルが向上することにより、港湾背後地を含む周辺地域への浸水リスクが低減され、港湾所在市町村全体としての防災・減災力の向上にも寄与することが期待される。</p> <p>令和6年12月、国土交通省港湾局では、「協働防護計画作成ガイドライン検討委員会」（委員長：磯部雅彦 高知工科大学・東京大学 名誉教授、以下「委員会」という。）を設置し、3回にわたる委員会において検討を実施し、「協働防護計画作成ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）をとりまとめ、令和7年6月に公表した。</p> <p>さらに、令和7年10月の改正港湾法の施行に伴い、港湾法施行令及び港湾法施行規則が改正され、協働防護計画の最適化事業の対象となる特定港湾施設が定められたことから、令和8年5月に本ガイドラインを改訂し、当該内容を反映した。</p> <p>また、協働防護の取組の継続性・実効性を確保するために締結する協働防護協定の構成要素や留意事項等を整理した「協働防護協定の手引き」を策定した。本改訂では、これを踏まえ本ガイドラインにおいても、協働防護協議会における関係者の位置づけや、協働防護協定の締結を念頭に置いた記載事項の追加等を行った。</p> <p>本ガイドラインの活用により、港湾管理者、関係地方公共団体、港湾立地企業等の様々な関係者が協働して、長期的な視点をもって、気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標やそれらを実現するために講じる事業等を取りまとめた「協働防護計画」の作成・実施を通じ、気候変動に適応した港湾機能の充実や地域関係者の安全性の確保を図り、港湾が引き続き地域経済の発展、産業・観光振興にも寄与する重要な社会経済インフラとしての役割を担うことが期待される。</p> <p>なお、気候変動による将来の平均海面水位上昇や潮位偏差・波高の増大に関する予測結果に</p>

協働防護計画作成ガイドライン 新旧対照表

現行の節	現行（令和7年6月）	改訂（令和8年5月）
	<p>については不確実性が高く、現在もその影響に関する研究が続けられている。IPCCによる世界的な気候変動予測については、これまで6回の評価報告がなされており、今後も定期的にその時点の実績や最新の知見、予測技術に基づき、評価報告される見込みである。我が国においても、「日本の気候変動 2020」に引き続き「日本の気候変動 2025」が公開され、気候変動予測の定期的な更新が想定される。そのため、協働防護計画については、定期的なモニタリング結果や気候変動に関する最新の知見による外力の変動傾向等を踏まえ、定期的に見直しを行うことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">令和7年6月 国土交通省港湾局</p>	<p>については不確実性が高く、現在もその影響に関する研究が続けられている。IPCCによる世界的な気候変動予測については、これまで6回の評価報告がなされており、今後も定期的にその時点の実績や最新の知見、予測技術に基づき、評価報告される見込みである。我が国においても、「日本の気候変動 2020」に引き続き「日本の気候変動 2025」が公開され、気候変動予測の定期的な更新が想定される。そのため、協働防護計画については、定期的なモニタリング結果や気候変動に関する最新の知見による外力の変動傾向等を踏まえ、定期的に見直しを行うことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">令和8年5月 国土交通省港湾局</p>
1-1	<p>1-1 本ガイドラインの作成趣旨</p> <p>気候変動に伴う平均海面水位の上昇や台風の強度の増大などを踏まえると、港湾において嵩上げ等が必要な施設は公共・民間ともに存在し、一部の主体が所有する護岸の嵩上げ等が不十分である場合、浸水被害が港湾広域に及び、物流機能や産業機能に支障が生じる恐れがある。</p>	<p>1-1 本ガイドラインの作成趣旨</p> <p>気候変動に伴う平均海面水位の上昇や台風の強度の増大などを踏まえると、港湾において嵩上げ等が必要な施設は公共・民間ともに存在し、一部の主体が所有する護岸の嵩上げ等が不十分である場合、浸水被害が港湾広域に及び、物流機能や産業機能に支障が生じるおそれがある。</p>
1-4	<p>1-4-4 他の公物管理者との調整</p> <p>協働防護の取組に基づき施設整備を進める際、海岸保全施設や漁港施設等、他の公物と接する等の可能性がある。その場合、各種公物管理法に基づく各々の公物の適正な利用や管理に影響を与えることがないか、協議や許可が必要になる場合がある。</p> <p>そのため、協働防護の推進にあたり、港湾管理者以外の者が管理する施設への影響が見込まれる場合には、各関係法令に基づき適切に調整を図る必要がある。</p>	<p>1-4-4 他の公物管理者との調整</p> <p>協働防護の取組に基づき施設整備を進める際、海岸保全施設や漁港施設等、他の公物と接する等の可能性がある。その場合、各種公物管理法に基づく各々の公物の適正な利用や管理に影響を与えることがないか、協議や許可が必要になる場合がある。</p> <p>そのため、協働防護の推進にあたり、港湾管理者以外の者が管理する施設への影響が見込まれる場合には、適切に調整を図る必要がある。</p>
3-1	<p>3-1-1 港湾計画の記載事項としての「特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項」について</p> <p>港湾法第3条の3第3項の規定により、港湾計画には、特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができることとされている。</p> <p>これを定める場合においては、港湾法施行令第1条の4第1号に規定する「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針」において、気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強度増加に適切に対応していく等、気候変動への対応方針を記載することが想定している。</p> <p>その上で、港湾法施行令第1条の4第6号に規定する「その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項」において、「特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項」の項を設け、港湾全体の目標水準（気候変動シナリオに応じた海面水位や想定する台風の強度等、当該港湾全体に係る外力の目標水準とそれに対する基本的考え方）を規定することが望ましい。</p> <p>なお、前段落の特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項に係るもののみの変更については、港湾法第3条の3第10項に規定する軽易な変更として取り扱うものとする。</p> <p>3-1-2 記載イメージ案</p>	<p>3-1-1 港湾計画の記載事項としての「特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項」について</p> <p>港湾法第3条の3第3項の規定により、港湾計画には、特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができることとされている。</p> <p>これを定める場合においては、港湾法施行令第1条の4第1号に規定する「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針」（以下の【港湾計画の方針】）において、気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強度増加に適切に対応していく等、気候変動への対応方針を記載することを想定している。</p> <p>その上で、港湾法施行令第1条の4第6号に規定する「その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項」において、「特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項」の項を設け、港湾全体の目標水準（気候変動シナリオに応じた海面水位や想定する台風の強度等、当該港湾全体に係る外力の目標水準とそれに対する基本的考え方）を規定することが望ましい。</p> <p>なお、前段落の特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項に係るもののみの変更については、港湾法第3条の3第10項に規定する軽易な変更として取り扱うものとする。</p> <p>3-1-2 記載イメージ案</p>

協働防護計画作成ガイドライン 新旧対照表

現行の節	現行（令和7年6月）	改訂（令和8年5月）
	<p>港湾計画における記載イメージを以下に示す。</p> <div data-bbox="531 317 1552 590" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[港湾計画の方針] (記載例)</p> <p>●●港の港湾計画を実現していくにあたっては、気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強度増加に伴う潮位偏差・波高の増大に適切に対応していくことが重要である。そのため、当港の物流機能の確保の観点から、今後作成する「協働防護計画」も踏まえ、施設の機能強化に取り組む。</p> </div> <div data-bbox="531 678 1552 1087" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項] (記載例)</p> <p>●●港では、●●沿岸海岸保全基本計画等と整合を図り、気候変動に伴う外力の変化として、海面水位について2●●●●年に●●cmの上昇を見込むとともに、●●台風級（最低気圧●hPa）を見込むものとする。</p> <p>●●港に対し当該外力の変化が発生した場合においても、堤外地を含め、港湾・産業機能が長期間にわたって停滞しないよう、防潮堤、護岸、胸壁の嵩上げ等（「高さ」の最適化）を実施するとともに、流出防止柵の設置やコンテナ固縛、貨物退避場所の確保等（「機能」の最適化）総合的な対策を行う。</p> </div>	<p>港湾計画における記載イメージを以下に示す。</p> <div data-bbox="1653 317 2674 590" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[港湾計画の方針] (記載例)</p> <p>●●港の港湾計画を実現していくにあたっては、気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強度増加に伴う潮位偏差・波高の増大に適切に対応していくことが重要である。そのため、当港の物流機能の確保の観点から、関係者の連携と協働によって推進する協働防護の取組も踏まえ、施設の機能強化に取り組む。</p> </div> <div data-bbox="1653 678 2674 1087" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項] (記載例)</p> <p>●●港では、●●沿岸海岸保全基本計画等と整合を図り、気候変動に伴う外力の変化として、海面水位について2●●●●年に●●cmの上昇を見込むとともに、●●台風級（最低気圧●hPa）を見込むものとする。</p> <p>●●港に対し当該外力の変化が発生した場合においても、堤外地を含め、港湾・産業機能が長期間にわたって停滞しないよう、防潮堤、護岸、胸壁の嵩上げ等（「高さ」の最適化）を実施するとともに、流出防止柵の設置やコンテナ固縛、貨物退避場所の確保等（「機能」の最適化）総合的な対策を行う。</p> </div>
4-4	<p>4-4 協働防護区域の考え方（第51条の6第2項）</p> <p>協働防護区域の設定にあたっては、いわゆるふ頭等の既存の地区の考え方に関わらず、未対策時における浸水範囲、浸水範囲内の土地利用状況等に応じて、柔軟に設定することが望ましい。</p> <p>① 図4-4のように、未対策時に発生し得る、「連続した浸水範囲」の単位を検討する。</p> <p>② ①に加えて、港湾施設や企業の規模・配置の状況から、一連の施設群として形成されている場合等、作成主体である港湾管理者と施設所有者等が連携して浸水の防止が必要と考える一団の範囲を設定することで、より広範囲かつ安定的な防護が可能となる。</p>	<p>4-4 協働防護区域の考え方（第51条の6第2項）</p> <p>協働防護区域の設定にあたっては、いわゆるふ頭等の既存の地区の考え方に関わらず、未対策時における浸水範囲、浸水範囲内の土地利用状況等に応じて、柔軟に設定することが望ましい。</p> <p>① 図4-4のように、未対策時に発生し得る、「連続した浸水範囲」の単位を検討する。</p> <p>② ①に加えて、港湾施設や企業の規模・配置の状況から、一連の施設群として形成されている場合等、作成主体である港湾管理者と施設所有者等が連携して浸水の防止が必要と考える一団の範囲を設定することで、より広範囲かつ安定的な防護が可能となる。</p>

現行の節	現行（令和7年6月）	改訂（令和8年5月）
	 <p>図 4-4 連続した浸水範囲のイメージ図</p> <p>表 4-3 に、作成範囲のイメージを例示する。なお、協働防護区域の範囲として、臨港地区内の区域を設定することに留意する。</p>	 <p>図 4-4 連続した浸水範囲のイメージ図</p> <p>表 4-3 に、作成範囲のイメージを例示する。なお、協働防護区域の範囲として、臨港地区内の区域を設定することに留意する。</p> <p>また、港湾管理者が異なる地区が隣接しており、「連続した浸水範囲」に複数の港湾管理者が含まれる可能性がある場合、当該港湾管理者間で、浸水リスク評価の条件等の調整を行うことも考えられる。</p>
<p>新規追加</p>		<p>4-5 協働防護計画の対象となる港湾施設</p> <p>協働防護計画の最適化事業の対象となる特定港湾施設は、港湾法第3条の3第3項及び港湾法施行規則第1条の12により、以下のとおり定められている。</p> <p>ただし、下記に記載のない施設についても、協働防護計画の実施に関し港湾管理者が必要と認めたものは、協働防護計画に記載することができる（港湾法第51条の6第3項第6号）。</p> <p>例えば、協働防護計画の対象である荷さばき地や防潮堤の嵩上げといった浸水対策を行う一方で、地盤が低い区域では、排水口部が海面以下となり、雨水排水が困難となるため、嵩上げ等の対策と併せて、排水施設等を増設するなど雨水排水対策を検討する必要があり、これらの排水施設等についても最適化事業の対象となることが想定される。そのため、地形や排水系統によっては浸水の長期化等の二次的な被害を招くリスクがあることから、こうした影響についても事前にシミュレーション等で評価し、関係者間で共有しておくことも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（外郭施設のうち）防潮堤、護岸、堤防又は胸壁 ・（係留施設のうち）岸壁、物揚場又は船揚場 ・（臨港交通施設のうち）道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道又はヘリポート ・航行補助施設（航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設又は港務通信施設）

協働防護計画作成ガイドライン 新旧対照表

現行の節	現行（令和7年6月）	改訂（令和8年5月）
		<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設（固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地又は上屋） ・旅客施設（旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所又は宿泊所） ・保管施設（倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場又は貯油施設） ・船舶役務用施設（船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設（港湾役務提供用移動施設を除く。）、船舶修理施設又は船舶保管施設） ・港湾公害防止施設（汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設） ・廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（港湾役務提供用移動施設を除く。）） ・（港湾環境整備施設のうち）緑地又は広場 ・港湾管理施設（港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（港湾管理用移動施設を除く。）） ・移動式施設（移動式荷役機械又は移動式旅客乗降用施設） ・（港湾役務提供用移動施設のうち）船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する車両
4-5	<p>4-5 協働防護協議会の構成員（第51条の7第2項）</p> <p>港湾管理者は、協働防護計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、協働防護計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者や関係地方公共団体等を構成員とする協働防護協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。港湾における気候変動適応を推進するにあたっては、多様な関係者が存在するが、主要な構成員として、協働防護計画の作成者である港湾管理者、施設所有者、港湾所在市町村、学識経験者⁸及び港湾利用者⁹等を想定するほか、これらにかかわらず幅広い関係者の声を反映するため参加者を検討することができる。また、必要に応じて国を協議会の構成員とすることもでき、また、国を協議会の構成員としない場合においても、国は協議会の求めに応じて必要な助言を実施し、協働防護計画の作成を支援する枠組みとなっている。</p> <hr/> <p>⁸ 大学・研究機関等の研究者、地域気候変動適応センターの職員等を含む。 ⁹ 船会社、港湾運送事業者、立地企業、主要荷主、港湾関係の労働者の代表等を含む。</p>	<p>4-6 協働防護協議会の構成員（第51条の7第2項）</p> <p>港湾管理者は、協働防護計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、協働防護計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者や関係地方公共団体等を構成員とする協働防護協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。港湾における気候変動適応を推進するにあたっては、多様な関係者が存在するが、主要な構成員として、協働防護計画の作成者である港湾管理者、施設所有者、港湾所在市町村、学識経験者⁸及び港湾利用者⁹等を想定するほか、これらにかかわらず幅広い関係者の声を反映するため参加者を検討することができる。特に、協働防護協定に参加することが見込まれる事業実施主体以外の関係者¹⁰についても、港湾管理者が必要と認める者として、協議会にあらかじめ構成員として位置づけておくことが適当である。想定される協働防護協定の締結主体については、「協働防護協定の手引き」を参照されたい。また、必要に応じて国を協議会の構成員とすることもでき、また、国を協議会の構成員としない場合においても、国は協議会の求めに応じて必要な助言を実施し、協働防護計画の作成を支援する枠組みとなっている。</p> <hr/> <p>⁸ 大学・研究機関等の研究者、地域気候変動適応センターの職員等を含む。 ⁹ 船会社、港湾運送事業者、立地企業、主要荷主、港湾関係の労働者の代表等を含む。 ¹⁰ 最適化事業により、災害時の浸水被害やコンテナ流出による物損被害などが軽減される可能性がある関係者等</p>

現行の節	現行（令和7年6月）	改訂（令和8年5月）																																																
5-3	<p>5-3 目標を達成するために行う特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に資する事業並びにその実施主体に関する事項（第51条の6第3項第3号）</p> <p>協働防護計画の目標を達成するために必要となる事業及び実施主体等を記載する。</p> <p>なお、特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に資する特定港湾施設以外の整備事業について記載可能である。</p> <p>（記載イメージ例）</p> <p>表 5-2 協働防護計画の目標を達成するために必要となる事業及び実施主体の記載例</p> <table border="1" data-bbox="602 810 1451 1276"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>必要となる事業の記載例*</th> <th>備考の記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">〇〇県</td> <td>〇〇護岸の嵩上（D.L.+●m）</td> <td>20●年を目途に整備</td> </tr> <tr> <td>〇〇防潮壁の設置（D.L.+●m）</td> <td>20●年を目途に整備</td> </tr> <tr> <td>流失防止柵の設置</td> <td>20●年を目途に整備</td> </tr> <tr> <td>所有施設の維持管理</td> <td>●年に1回点検実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">□□社</td> <td>□□護岸の嵩上（D.L.+■m）</td> <td>20■年を目途に整備</td> </tr> <tr> <td>所有施設の維持管理</td> <td>■年に1回点検実施</td> </tr> <tr> <td>高潮警報発令時の木材の固縛</td> <td>■年に1回訓練実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">△△社</td> <td>△△防潮壁の設置（D.L.+▲m）</td> <td>20▲年を目途に整備</td> </tr> <tr> <td>所有施設の維持管理</td> <td>▲年に1回点検実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の数値（D.L.+●m）は、施設前面の外力（水際線の水位等）を示す。</p>	実施主体	必要となる事業の記載例*	備考の記載例	〇〇県	〇〇護岸の嵩上（D.L.+●m）	20●年を目途に整備	〇〇防潮壁の設置（D.L.+●m）	20●年を目途に整備	流失防止柵の設置	20●年を目途に整備	所有施設の維持管理	●年に1回点検実施	□□社	□□護岸の嵩上（D.L.+■m）	20■年を目途に整備	所有施設の維持管理	■年に1回点検実施	高潮警報発令時の木材の固縛	■年に1回訓練実施	△△社	△△防潮壁の設置（D.L.+▲m）	20▲年を目途に整備	所有施設の維持管理	▲年に1回点検実施	<p>5-3 目標を達成するために行う特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に資する事業並びにその実施主体に関する事項（第51条の6第3項第3号）</p> <p>協働防護計画の目標を達成するために必要となる事業及び実施主体等を記載する。</p> <p>なお、特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に資する特定港湾施設以外の整備事業について記載可能である。</p> <p>また、協議会の構成員に含まれていない最適化事業を実施し又は実施しようとする者においても、協議会を組織する港湾管理者に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができるため、協働防護計画に記載された最適化事業を実施した場合に期待される効果（当該事業の実施により浸水範囲が縮小することが分かるイメージ図等）について記載することが望ましい。</p> <p>（記載イメージ例）</p> <p>表 5-2 協働防護計画の目標を達成するために必要となる事業及び実施主体の記載例</p> <table border="1" data-bbox="1721 810 2570 1276"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>必要となる事業の記載例*</th> <th>備考の記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">〇〇県</td> <td>〇〇護岸の嵩上（D.L.+●m）</td> <td>20●年を目途に整備</td> </tr> <tr> <td>〇〇防潮壁の設置（D.L.+●m）</td> <td>20●年を目途に整備</td> </tr> <tr> <td>流失防止柵の設置</td> <td>20●年を目途に整備</td> </tr> <tr> <td>所有施設の維持管理</td> <td>●年に1回点検実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">□□社</td> <td>□□護岸の嵩上（D.L.+■m）</td> <td>20■年を目途に整備</td> </tr> <tr> <td>所有施設の維持管理</td> <td>■年に1回点検実施</td> </tr> <tr> <td>高潮警報発令時の木材の固縛</td> <td>■年に1回訓練実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">△△社</td> <td>△△防潮壁の設置（D.L.+▲m）</td> <td>20▲年を目途に整備</td> </tr> <tr> <td>所有施設の維持管理</td> <td>▲年に1回点検実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の数値（D.L.+●m）は、施設前面の外力（水際線の水位等）を示す。</p>	実施主体	必要となる事業の記載例*	備考の記載例	〇〇県	〇〇護岸の嵩上（D.L.+●m）	20●年を目途に整備	〇〇防潮壁の設置（D.L.+●m）	20●年を目途に整備	流失防止柵の設置	20●年を目途に整備	所有施設の維持管理	●年に1回点検実施	□□社	□□護岸の嵩上（D.L.+■m）	20■年を目途に整備	所有施設の維持管理	■年に1回点検実施	高潮警報発令時の木材の固縛	■年に1回訓練実施	△△社	△△防潮壁の設置（D.L.+▲m）	20▲年を目途に整備	所有施設の維持管理	▲年に1回点検実施
実施主体	必要となる事業の記載例*	備考の記載例																																																
〇〇県	〇〇護岸の嵩上（D.L.+●m）	20●年を目途に整備																																																
	〇〇防潮壁の設置（D.L.+●m）	20●年を目途に整備																																																
	流失防止柵の設置	20●年を目途に整備																																																
	所有施設の維持管理	●年に1回点検実施																																																
□□社	□□護岸の嵩上（D.L.+■m）	20■年を目途に整備																																																
	所有施設の維持管理	■年に1回点検実施																																																
	高潮警報発令時の木材の固縛	■年に1回訓練実施																																																
△△社	△△防潮壁の設置（D.L.+▲m）	20▲年を目途に整備																																																
	所有施設の維持管理	▲年に1回点検実施																																																
実施主体	必要となる事業の記載例*	備考の記載例																																																
〇〇県	〇〇護岸の嵩上（D.L.+●m）	20●年を目途に整備																																																
	〇〇防潮壁の設置（D.L.+●m）	20●年を目途に整備																																																
	流失防止柵の設置	20●年を目途に整備																																																
	所有施設の維持管理	●年に1回点検実施																																																
□□社	□□護岸の嵩上（D.L.+■m）	20■年を目途に整備																																																
	所有施設の維持管理	■年に1回点検実施																																																
	高潮警報発令時の木材の固縛	■年に1回訓練実施																																																
△△社	△△防潮壁の設置（D.L.+▲m）	20▲年を目途に整備																																																
	所有施設の維持管理	▲年に1回点検実施																																																
6-3	<p>6-3-2 固定資産税の特例措置</p> <p>（1）特例措置の要件</p> <p>以下の要件を満たすものが特例措置の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前述の協働防護計画作成費補助を受けて作成された協働防護計画に定められた事業の実施主体間で協働防護協定が締結され、港湾法第51条の9第3項第1号に規定する協定特定港湾施設であること。 ○ 護岸・防潮堤・堤防・胸壁・岸壁・物揚場であり、協働防護協定で定めた港湾法第51条の9第3項第2号イに規定する港湾区域の水面からの高さ又は構造に関する基準に適合するよう、令和11年3月31日までに取得又は改良したものであること。 <p>なお、要件に適合しているか否かは、国土交通大臣から発行される証明書により証明される。</p>	<p>6-3-2 固定資産税の特例措置</p> <p>（1）特例措置の要件</p> <p>以下の要件を満たすものが特例措置の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前述の協働防護計画作成費補助を受けて作成された協働防護計画に定められた事業の実施主体間で協働防護協定が締結され、港湾法第51条の9第3項第1号に規定する協定特定港湾施設であること。 ○ 護岸・防潮堤・堤防・胸壁・岸壁・物揚場であり、協働防護協定で定めた港湾法第51条の9第3項第2号イに規定する港湾区域の水面からの高さ又は構造に関する基準に適合するよう、令和11年3月31日までに取得又は改良したものであること。 <p>なお、要件に適合しているか否かは、国土交通大臣から発行される証明書により証明される。</p>																																																

協働防護計画作成ガイドライン 新旧対照表

現行の節	現行（令和7年6月）	改訂（令和8年5月）
	<p>（2）特例措置の要件</p> <p>取得又は改良に伴う資産計上分が対象となる。</p> <p>取得又は改良後、5年間にわたって、当該資産に係る固定資産税が緊急確保航路又は開発保全航路に接続する港湾においては1／2に軽減され、それ以外の港湾については、5／6に軽減される。</p>	<p>（2）特例措置の要件</p> <p>取得又は改良に伴う資産計上分が対象となる。</p> <p>取得又は改良後、5年間にわたって、当該資産に係る固定資産税が緊急確保航路又は開発保全航路に接続する港湾においては1／2に軽減され、それ以外の港湾については、5／6に軽減される。</p> <p>【減免額の例】</p> <p>開発保全航路または緊急確保航路に接する港湾において鉄筋コンクリート造護岸のかさ上げ（取得価額10億円）を行った場合、取得後5年間で固定資産税が約3100万円減免される。</p>